

**鳥取県告示第 111 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づき、南部箕蚊屋広域連合規約の変更を平成 19 年 2 月 2 日許可したので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博